入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

- 1. 競争入札に付する事項
 - (1)委託業務題目

科学技術の中長期的発展と将来社会像に関する調査

(2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

(3)委託業務実施期間

平成30年7月24日(火)から平成31年3月28日(木)

(4)入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めに則り、 適切に行うこと。

(5)入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。)に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者(競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保 佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特 別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 平成28・29・30年度における「役務の提供等」の競争契約の参加資格(全省庁統一資格)において、関東・甲信越の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
 - (4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
 - (5) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (6) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者であること。
- 3. 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書及び提案書類の提出場所,契約条項を示す場所,入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策研究所 総務課 若宮

電話 03-3581-2391 内線 7012

(2) 入札説明書の交付方法

平成30年5月17日(木)15時00分から上記3.(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成30年5月29日(火)14時00分

文部科学省16階 科学技術·学術政策研究所 小会議室(16V)

(4)入札書及び提案書類の受領期限

平成30年6月15日(金)12時00分

(5)技術審査の日時及び場所

平成30年6月25日(月)14時00分

文部科学省16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室(16V)

技術審査の開催時間については、入札者に対して6月22日(金)18時00分までに通知する。

(6) 開札の日時及び場所

平成30年7月10日(火) 14時00分 文部科学省16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室(16V)

4. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
 - ② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に 指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
 - ① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書,入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
 - ② 4 (3) ②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、 支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をす べて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定め る総合評価の方法をもって落札者を定める。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

平成30年5月15日

支出負担行為担当官 科学技術·学術政策研究所長 坪 井 裕

仕 様 書

1. 委託業務題目

科学技術の中長期的発展と将来社会像に関する調査

2. 委託業務の目的

今後振興すべき科学技術領域を特定するため、中長期的な(20~30年程度)の科学技術発展の方向性及び科学技術発展と将来社会との関係性の調査を行い、結果を取りまとめる。

3. 委託業務の内容

受託者は、科学技術・学術政策研究所(以下、研究所という。)との協議の下、以下の(1)~(3)の業務を実施すること。

(1) 委員会等の設置・開催

科学技術発展の方向性,将来社会像の検討及び総合的な検討を行うため,分野別分科会, ワーキンググループ会合及び科学技術予測委員会(以下,委員会等という。)を設置し,以 下のとおり委員会等を開催することで調査を実施する。

なお、専門家・有識者から構成される委員会等を設置・運営する上で委嘱作業等の連絡調整を行うが、委員会等の開催に伴い支払う委員等の謝金及び旅費の単価については、研究所で定める規定額を超えないものとする。

① 分野別分科会

- ・ 科学技術の発展の方向性の検討を行うため、研究所が定める科学技術領域(7分野*) に関して、当該分野の専門家である座長及び委員の計10名程度から構成される分野 別分科会を設置すること。
 - * ①健康・医療・生命科学分野、②農林水産・食品・バイオテクノロジー分野、
 - ③環境・資源・エネルギー分野、④ICT・アナリティクス・サービス、
 - ⑤マテリアル・デバイス・プロセス分野、⑥都市・建築・土木・交通分野、
 - ⑦宇宙・海洋・地球・科学基盤分野
- 専門家会合を分野別分科会別に各3回(計21回)開催し、科学技術発展の方向性の調査を実施すること。
- ・ 分野別分科会では、将来実現すると期待される科学技術の研究課題(以下、科学技術トピックという。)及びこれらを階層化・まとめるための区分である細目の抽出を、 平成31年1月10日までに完了すること。
- ・ 分野当たりの科学技術トピックは 100, 細目 10 程度を目安とする。7 分野の合計で 70 細目及び 700 程度の科学技術トピックとなるよう調整すること。

② ワーキンググループ

- ・ 将来社会像(以下,ビジョンという。)に関する検討を行うため,有識者3~4名から構成されるワーキンググループを4程度設置すること。
- ・ ビジョン検討のためのワーキンググループ会合を各2回(計8回)程度開催すること。
- ・ ワーキンググループでは、研究所が提供する「ビジョン一次とりまとめ」に関する資料をもとに、分野別分科会と将来社会との関係性を明らかにする検討を行うこと。

③ 科学技術予測委員会

- ・ 調査全体を統括するため、分野別分科会の座長及びその他有識者の合計10名程度からなる科学技術予測委員会を設置し、同委員会を2回開催すること。
- ・ 同委員会では、分野別分科会及びワーキンググループにおける検討状況を踏まえ、調査に関する総合的な検討を行うこと。

(2) 調査分析・資料作成

委員会等における議論に必要な下記の調査分析を行う。調査結果については、とりまとめの上、関連する委員会等における検討に供する。

- ① 過去の科学技術予測調査に係る分析
 - ・ 研究所が過去に実施した科学技術予測調査の結果について、研究所が提供する関係報告書及びファンディング情報等(以下、科学技術情報という。)をもとに、分析をとりまとめること。
- ② 科学技術トピック及び細目に関する分析・とりまとめ
 - ・ 研究所が提供する科学技術情報,科学技術トピック及び細目について,研究所が過去 に実施した科学技術予測調査及び委員会等における議事を踏まえ分析・整理すること。
 - ・ 分析・整理の途中経過については、委員会等における議事に迅速に反映するよう配慮 すること。
- ③ その他参考資料等の作成
 - 委員会等の運営上必要な、委員名簿、議事録、他の委員会等における検討状況等、その他参考資料を整備すること。

(3) 学協会等に対するアンケート調査

抽出された科学技術トピック及び細目に関連した学協会等に対する調査を行う。

- ① 調査協力の候補となる学協会等に関するリスト作成
 - ・ 設定された細目・科学技術トピックの実現時期の予測等に関連して,専門的な知見を 有する専門家が多く所属すると考えられる学協会等(以下,関連団体という。)につ いての調査を行うこと。
 - ・ 分野別分科会当たり5~6団体程度,総数30~40団体程度を目安に,分科会の委員等の助言をもとに日本学術会議協力学術研究団体の中から学協会を抽出し,関連団体のリストを作成すること。
- ② 学協会に対するアンケート調査
 - ・ 研究所が科学技術トピックに関する大規模調査を実施する場合に、協力する意向の有 無について関連団体のリストにある学協会に対してアンケートを行うこと。
 - ・ 関連団体にリストアップされた学協会に対して、電子メール、電話、FAX 等によりアンケートを行い、構成員への周知等協力可能な内容・範囲について結果を取りまとめること。

(4) 報告書作成

上記(1)~(3)の内容についてとりまとめ、報告書を作成すること。

4. 委託業務実施期間

契約日から平成31年3月28日

5. 納品物

調査研究の報告書若しくは成果物に係るものとして,電子媒体及び紙媒体(各1部)を提出すること。

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館東館16階

文部科学省 科学技術・学術政策研究所

7. 応札者に求める要求要件

- (1) 関連業務の受託実績
- ① 本委託業務の遂行には、国内外の科学技術予測に関する十分な知識を必要とする。参考 資料を別紙1示す。
- ② 科学技術予測に関連する会合の運営業務の受託実績を多く持つこと。加えて、それら受託業務の主たる担当者を本業務の担当者として充てることができること。
- ③ 上述の受託実績のうち公開可能なものについて、報告書等の資料を提出できること。
- ④ 上述の受託実績を本委託業務にどのように活かせるかを提案書に記載すること。
- (2)「評価項目及び特定配分基準」に示された要求要件
- ① 上述の(1)に加え、本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、別に示す総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」による。
- ② 「評価項目及び得点配分基準」に示す要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術 審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対 象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても 不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は,技術審査会において行う。なお,総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。
- (3) 要求要件の詳細 別紙の「総合評価基準」の「評価項目及び得点配分基準」と同様。

8. 無償貸付を行う物品

- ・科学技術トピック等に関連する科学技術情報(電子データを含む)
- ・「ビジョン一次とりまとめ」(研究所主催のワークショップの結果)に関する資料

9. 守秘義務

- (1) 受託者は、本委託業務の実施で知り得た情報を如何なる者にも漏洩してはならない。
- (2) 受託者は,本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して,善良な管理者の注意 をもって管理し,本委託業務以外に使用してはならない。

10. その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項,または本仕様書について疑義が生じた場合は,研究所と適宜協議を行うものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては、会計に関する法令に定めるほか、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に実施しなければならない。

別紙 1

本委託業務の遂行には、過去の国内外の科学技術予測調査に関する知識を必要とする。 参考となる科学技術・学術政策研究所が実施した調査の報告書を示す。 各報告書類の電子版は同研究所のWeb サイトから入手可能である。

○俯瞰的調査

第10回科学技術予測調査

科学技術予測に資する将来社会ビジョンの検討 ~2013年度ワークショップの記録~ (調査資料 248, 2016 年 3 月)

分野別科学技術予測 (調査資料 240, 2015 年 9 月)

国際的視点からのシナリオプランニング (NISTEP REPORT No. 164, 2015 年 9 月)

将来社会を支える科学技術の予測調査(第9回科学技術調査調査)

科学技術将来社会への貢献に向けて-第9回予測調査総合レポート

(NISTEP Report No. 145, 2010年12月)

第9回デルファイ調査 (NISTEP Report No. 140, 2010年3月)

科学技術が貢献する将来へのシナリオ (NISTEP Report No. 141, 2010年3月)

地域が目指す持続可能な近未来 (NISTEP Report No. 142, 2010 年 3 月)

科学技術の中長期発展に係る俯瞰的予測調査(第8回科学技術予測調査)

社会・経済ニーズ調査 (NISTEP Report No. 94, 2005 年 5 月)

急速に発展しつつある研究領域調査 (NISTEP Report No. 95, 2005年5月)

注目科学技術領域の発展シナリオ調査 (NISTEP Report No. 96, 2005 年 5 月)

デルファイ調査 (NISTEP Report No. 97, 2005 年 5 月)

概要版 (NISTEP Report No. 98, 2005年5月)

○テーマ別調査

地域の特徴を生かした未来社会の姿~2035年の「高齢化社会×低炭素社会」~ (調査資料 259, 2017 年 6 月)

持続可能な節電に関する調査~デルファイ調査とシナリオ分析による将来展望~ (調査資料 220, 2013 年 3 月)

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「科学技術の中長期的発展と将来社会像に関する調査」に係る入札の評価に関する基準について規定 したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入 札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

入札価格点=価格点の配分×(1-入札価格÷予定価格)

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び 加点付与基準(以下「評価基準」という。)に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件(以下「技術的要件」という。)を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3)技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その 平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合 計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1)入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落 札者を決定する。

「科学技術の中長期的発展と将来社会像に関する調査」

評価項目及び得点配分基準 (*:必須の事項 ●:価格と同等に評価できない項目)

区分	評価項目(要求要件)	基礎点	加点				
•	1. 調査業務の実施方針	25	25				
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10				
	* 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 (仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。)	5	10				
	* 1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5					
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10				
	* 1-2-1. 調査の抽出・分析方法が妥当であること。 (分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。)	5	10				
	* 1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。						
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性						
	* 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 (作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。)	5	5				
	2. 組織の経験・能力	15	12				
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	4				
	* 2-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 (類似調査の実績内容により加点する。)	5	4				
	2-2. 組織の調査実施能力	10	4				
	* 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5					
	2-2-2. 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。		4				
	* 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5					
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制		4				
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組まれていれば加点する。		4				
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10				
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	5				
	* 3-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 (業務従事予定者が過去に研究機関の類似調査の受託実績を有していれば加点する。)	5	5				
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	5				
	* 3-2-1. 調査内容に関する知識・知見を有していること。	5					
	3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。		5				
	4.ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		3				
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組						
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。(ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する 認定内容等により加点する。 〇 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼ し認定)を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が						
	300人以下のものに限る 〇 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けていること。 〇 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		3				
	· 함	50	50				

注 価格点:技術点 = 50点:100点(1:2) ※ 小数点以下の特典が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出する。

「科学技術の中長期的発展と将来社会像に関する調査」加点付与基準

	to.		評	/==	項		評	価 区	分	
	加	点	ā ↑	価	坦	目	大変優れている	優れている	やや優れている	
1.	調査業務の実施方針									
	1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について					10	6	2		
	1-2-1. 分析手法に業務成果を高めるための工夫について					10	6	2		
	1-3-1. 作業の日程・手	順等の効率性に	こついて				5	3	1	
2.	組織の経験・能力									
	2-1-1. 類似調査の実績内容について					4	2	1		
	2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について					4	2	1		
	2-3-1. 円滑な業務実施の	のための人員補	#助体制について				4	2	1	
3.	業務従事予定者の経験	険・能力								
	3-1-1. 研究機関の類似	調査の受託実績	責について				5	3	1	
	3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークについて					5	3	1		
4.	ワーク・ライフ・バラ	ク・ライフ・バランス等の推進に関する指標					複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い 区分により加点を行う。			
Ī	4-1-1 ワーク・ライ	゚゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚ヹ゠゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙	ス等の取組につい	て						
	O 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)等									
	・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)						1			
	・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)				2					
	·認定段階 3					3				
	・行動計画策定済 (働	・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用 ^励				業主(常時雇用する労	0. 5			
	者の数が300人	以下のもの)	に限る(計画期間が	が満了していない	\行動改革を策定	している場合のみ)		0.0		
	〇次世代育成支援対策									
	・旧くるみん認定 (の	・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年構成労働省令第31号)による改正前の					1			
	・新くるみん認定 (次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年構成労働省令第31号) による改正後の				1.5					
	・プラチナくるみん認定					2				
	十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二									
	ユースエール認	・ユースエール認定					2			
	 ※内閣府男女共同参画/ する。	局長の認定等権	当確認を受けてい	る外国法人につ	いては、相当する	る各認定等に準じて加点				